来庁者の皆様へ

ご注意ください！
以下は迷惑行為です！

以下の行為は、業務の妨げとなり他の来庁者の迷惑になることから、固く禁じます。

これらの行為が確認された場合には、対応を打ち切ることや退去をお願いすることがあります。また、悪質な場合は**警察へ通報させていただきます。**

宮古市

迷惑となる行為	適用可能性のある刑罰等
職員に対して、暴力をふるったり、「殺してやる」などの言葉で脅迫したりすること	公務執行妨害罪（刑法第９５条）
職員を脅迫し、自身に有利な課税上の取り扱いを強要すること	職務強要罪（刑法第９５条）
職員が退去勧告を行っても従わず、正当な理由がないのに庁舎内に居座ること	住居侵入罪・不退去罪（刑法第１３０条）
職員を殴る、蹴る、押し倒すなどの行為を行うこと（体に直接接触しない行為でも、場合や状況によっては該当する場合があります）	傷害罪（刑法第２０４条） 暴行罪（刑法第２０８条）
職員に対し「殺してやる」、「お前の家に火をつけてやる」等の脅迫的な言葉を吐くこと（電話やメール等によるものも含む）	脅迫罪（刑法第２２２条）
職員に対し「謝罪しろ」「土下座しろ」など、義務のないことを要求すること（電話やメール等によるものも含む）	強要罪（刑法第２２３条）
インターネット上に虚偽の内容を書き込み職員や市役所の信用を落としたり、業務を妨害したりすること	信用毀損及び業務妨害罪（刑法第２３３条）
職員から業務上必要な書類を奪う、大声や奇声を発するなどの行為により、業務を妨害すること	威力業務妨害（刑法第２３４条）
職員が提示した市保管の公文書を奪い、破り捨てること	公用文書等毀棄罪（刑法第２５８条）
職員に物を投げつけること、公用車を蹴り損壊すること、公共施設に落書きすること	器物損壊罪（刑法第２６１条）
危険物を携行すること、喫煙所以外で喫煙すること、職員に面会を強要すること、庁舎内で無断撮影・録音すること	退去命令等（宮古市庁舎管理規則第１０条）